

公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画等の概要

川根本町では、このたび高利率の公的資金の債務(借金)について繰上償還(返済の前倒し)が認められ、その際に必要な補償金の免除を受けるため策定した一般会計の財政健全化計画及び公営企業会計の経営健全化計画を公表いたします。

◆公的資金補償金免除繰上償還について

今回の繰上償還は、地方公共団体の厳しい財政状況を受け、特例として実施されるものです。その内容としては、次のとおりです。

◎繰上償還の対象は、財政融資資金及び公営企業金融公庫資金の町債で、かつ利率が5%以上の高利率のものです。

◎通常は、繰上償還する場合に補償金を支払うこととされていますが、行政改革や事業見直しなどを含めた健全化計画の策定による相当の効果を前提に、この補償金が免除されます。

◆効果など

今回の繰上償還の対象となる公的機関から借り入れている高利率(5%以上)の町債残高は、67,430,596円。今後5カ年での繰上償還により、後年度に支払う必要のあった利息14,560,215円が軽減される効果があります。

◆財政健全化計画等の期間等

◎計画期間・平成19～23年度の5カ年

◎計画期間中に補償金免除額以上の財政健全化の実績を上げる

◎繰上償還額(財政融資資金のみ) 67,430,596 円

◎支払い不要となる利子の額(財政融資資金のみ) 14,560,215 円

◆財政健全化計画の内容

定員管理にあっては、効率的な組織体制・人員配置となるよう定員管理の適正化を図り、計画期間(平成19～23年)で普通会計職員19名の削減を図るよう計画しました。

そのことに伴い、削減される人件費(退職手当を除く)は1億3千3百万円となる見込みです。

行政改革経費として、平成19年度から職員所有自家用車の公務使用を実施することにより、計画期間中に2千万円の職員旅費縮減を目指します。

◆公営企業経営健全化計画の内容

収入の確保として、水道料金の見直しや、未収金の徴収対策を図り、計画期間(平成19～23年)で2千3百万円の効果を目指しています。

経費の削減については、従事職員数の見直しを図るほか、事業一括発注の推進により、4百万円の縮減を目指します。

◆お問い合わせ先

川根本町役場総務課(本庁舎2階)電話0547-56-2220